

行動計画の概要

行動計画は国連の「指導原則」の3つの柱に沿っています。

2 人権を保護する国家の義務に関する取組

政府として、人権の保護・促進に向けて取り組んでいきます。

公共調達

- 「ビジネスと人権」に関連し得る調達ルールの徹底

開発協力・開発金融

- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

- 国際社会における「指導原則」の履行促進
- 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
- 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話

人権教育・啓発

- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する行動計画等の周知
- 行動計画の周知等における国際機関との協力



3 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

企業活動における人権尊重の促進を支援していきます。

国内外のサプライチェーンにおける取組

及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
- 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
- 在外公館や政府関係機関の現地事務所等による海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
- 「価値協創ガイドライン」の普及
- 女性活躍推進法に基づく行動計画策定・情報公表の着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
- 海外における国際機関の活動への支援

中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施
- 取引条件・取引慣行改善に係る施策

4 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済と社会的な仕組みの整備に取り組んでいきます。

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化
- 警察官、検察官等に対する人権研修
- 日本NCP(国別連絡窓口)の活動の周知とその運用改善
- 人権相談の継続
- 人権侵害の予防、被害の救済
- 個別法令等に基づく対応の継続・強化(労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護)
- 裁判外紛争解決手続の利用促進
- 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

5 その他の取組

「指導原則」の3つの柱に沿った取組以外の取組を紹介します。

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進(インフラ投資への社会的配慮の統合)

